

労働安全衛生法及び作業環境測定法改正の主なポイントについて

令和8(2026)年1月1日から段階的に施行されます

多様な人材が安全に、かつ安心して働き続けられる職場環境の整備を推進するため、個人事業者等に対する安全衛生対策の推進や、職場のメンタルヘルス対策の推進などの措置を行う改正を行いました。

1 個人事業者等の安全衛生対策の推進

- 注文者等の配慮 (令和7年5月14日施行)
- 混在作業場所における元方事業者等への措置義務対象の拡大 (令和8年4月1日施行)
- 業務上災害報告制度の創設 (令和9年1月1日施行)
- 個人事業者等自身への義務付け (令和9年4月1日施行)
- 作業場所管理事業者への連絡調整措置の義務付け (令和9年4月1日施行)

2 職場のメンタルヘルス対策の推進

- ストレスチェックについて、現在当分の間努力義務となっている常用労働者数50人未満の事業場においても、ストレスチェックや高ストレス者への面接指導の実施が義務付けられました。 (公布後3年以内に政令で定める日から施行)

3 化学物質による健康障害防止対策等の推進

- 危険性及び有害性情報の通知制度の履行確保 (公布後5年以内に政令で定める日から施行)
- 営業秘密である成分に係る代替化学品名等の通知 (令和8年4月1日施行)
- 個人ばく露測定の精度担保 (令和8年10月1日施行)

4 機械等による労働災害防止の促進等

- 特定機械等の製造許可及び製造時等検査制度の見直し (令和8年4月1日施行)
- 特定自主検査及び技能講習の不正防止対策の強化 (令和8年1月1日施行)

5 高年齢労働者の労働災害防止の推進

- 高年齢労働者の特性に配慮した作業環境の改善、作業管理などの必要な措置を講ずることが事業者の努力義務となりました。 (令和8年4月1日施行)

加えて「労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律」も改正されました。

○ 治療と仕事の両立支援の推進

- 治療と仕事の両立を促進するために必要な措置を講じることが事業者の努力義務となりました。 (令和8年4月1日施行)

改正安衛法等に係る特設ページ
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/anzen/an-eihou/index_00001.html



安全衛生政策全般の紹介等
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/anzen/index.html



【お問い合わせ先】 千葉労働局 労働基準部 健康安全課

ホームページ ↓



電話 043-221-4312

https://jsite.mhlw.go.jp/chiba-roudoukyoku/hourei_seido_tetsuzuki/anzen_eisei.html